資料1

中山間地域等直接支払交付金

1

1. 制度の概要



平成30年度の改正点



集落戦略の作成について€

平成28年度から 始まっています

中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加 者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行 うことが重要です。

そのため、平成28年度から、10~15年後の将来を見据えた集落戦略を作成できる仕組みとしています。

集落戦略の記載例はP. 12を参照

-集落戦略で定める項目-

- 〇 協定農地の将来への引継ぎ
- 集落の将来像(集落協定で既に定めている「集落マスタープラン」 の内容も可)

※既に認定された集落協定であって、中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、集落戦略の作成期限を平成29年度 末から平成31年度末まで延長しました。

滋賀県における対象地域

対象となる地域

★法指定地域

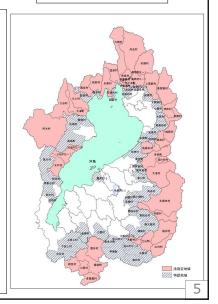
「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置 法」「離島振興法」の4法によって指定された地域

- ★特認地域(知事が指定する地域): 1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。
 - 1. 地域基準 (次の①~④のいずれかの要件を満たす)
 - ① 法指定地域に地理的に隣接する農用地
 - ② 農林統計上の中間農業地域または山間農業地域
 - ③ 既成市街地等に該当せず一定の要件を満たす地域
 - ④ 特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

2. 農用地基準

- (1) 上記①から③の地域については、次のいずれかの要件を 満たす
 - ア 傾斜農用地 (田1/100以上、畑・草地 8度以上)
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地
- (2) ④の地域については、次の要件を満たすこと。
 - ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)

法指定地域、特認地域



滋賀県における協定面積の推移

- 中山間地域等直接支払制度が始まった平成12年度以降、協定締結面積は増加。
- 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に 基づいた安定的な措置として実施。



Ⅱ. 平成30年度の実施状況

7

実施状況の審査検討について

- ◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2
 - 第8 第三者機関の設置
 - 1 (省略)
 - 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう 市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、 市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての 審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。
- ◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領(参考資料1)第2条関係 審議会の担任する事務の細目

田城五中江江大

- 1 中山間地域等直接支払交付金に関する事務 (1) 交付金の実施状況の点検に関すること。
 - (2)~(4) 省略
- 2 省略
- 3 その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務

対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

- 平成30年度(第4期対策の4年目)は、10市町で1,736haの取り組み
- 前年度と比較すると、協定締結面積が**約31ha増加**

₹	表1 平成30年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等														
	市町名	取組市町の 対象面積 (ha)	交付対象の 協定面積 (ha)	協定数1)		協定数1)		協定数1)		協定数1)		協定数 ¹⁾ 基礎単価 通常(10割) 基礎(8割		(8割)	集落協定参 加農家数 ²⁾ (人)
	大津市	593	455	24		18		6		1,155					
	栗東市	52	39	6		6				90					
	甲賀市	688	435	53		48		5		899					
	湖南市	7	7	1	[1]	1	[1]			-					
	東近江市	124	124	12		11		1		351					
	愛荘町	60	60	4		1		3		73					
	多賀町	53	53	4		3		1		108					
	米原市	265	204	14		12		2		291					
	長浜市	318	234	23		22		1		512					
	高島市	246	127	9	[1]	3		6	[1]	146					
3	滋賀県計3)	2,405	1,736	150	[2]	125	[1]	25	[1]	3,625					

高島市,9 協定数 長浜市, 栗東市,6 23 愛荘町,4」 東近江市, 湖南市,1 高島市, 127ha 協定面積 455ha 長浜市, 234ha 米原市 栗東市. 多賀町, 甲賀市, 435ha

9

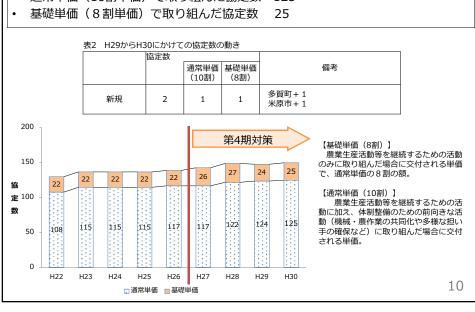
60ha 東近江市,

124ha

- 注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数 注2) 個別協定は人数に含めず 注3) 各項目の上段の () は平成29年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五人に よるもの(以下、同様)。

2. 協定数の推移

- 150協定(集落協定148、個別協定2)となり、前年度より2協定増
- 通常単価(10割単価)で取り組んだ協定数 125



3. 協定農用地面積、地域区分、地目

協定農用地の交付面積1,736haのうち、

- ・法指定地域は802ha (46%)
- ・特認地域では934ha(54%)と、特認地域での取り組みが多い
- ・地目別では、田が1,688ha(97%)、畑が48ha(3%)

表3-1 平成30年度における地目別・地域別の協定面積

	協定面積(ha)			うち、法指定地域4)			うち、特認地域 ⁵⁾		
市町名		田	畑		田	畑		田	畑
大津市	454	454	an day day a d	57	57		398	398	and the second
栗東市	39	39		and the second second	and the second second		39	39	
甲賀市	435	387	48	217	169	48	218	218	
湖南市	7	7					7	7	
東近江市	124	124		64	64		60	60	
愛荘町	60	60		and the second second	and the second		60	60	
多賀町	53	53		53	53		and the second		
米原市	204	204	ar a	204	204		and the second	and the same of th	
長浜市	234	234		156	156		78	78	
高島市	127	127	a dan dan dan dan dan dan dan dan dan da	52	52		75	75	and the second
滋賀県計3)	(1,705)	(1,657)	(48)	(770)	(722)	(48)	(936)	(936)	
	1,736	1,688	48	802	754	48	934	934	
		は「特定のいずれ			・ 対振興法」 が成	「過疎	地域自立	促進特別	措置

注5)特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

3. 協定農用地面積、地域区分、地目

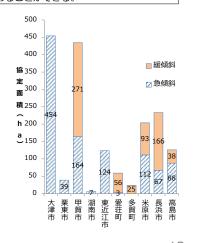
協定農用地の交付面積1,736haのうち、

- 急傾斜は1,058ha
- 緩傾斜は649ha

※緩傾斜を対象農用地とするかについては、市町長が定めることができる。

表3-2 平成29年度における傾斜別の協定面積

市町名	協定面積(ha)			うち、田	うち、田			うち、畑	
		急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜		急傾斜	
大津市	454	454		454	454		and the second second	and the same of th	
栗東市	39	39		39	39		and the second second	and the second	
甲賀市	435	164	271	387	116	271	48	48	
湖南市	7	7		7	7		and the second second	and the second	
東近江市	124	124		124	124		and the second second	and the same of the same	
愛荘町	60	3	56	60	3	56	and the second second	and the same of	
多賀町	25		25	25	and the second second	25			
米原市	204	112	93	204	112	93	and the second		
長浜市	234	67	166	234	67	166	and the second second		
高島市	126	88	38	126	88	38	and the second second	and the same of the same	
滋賀県計	1,708	1,058	1	1,659	,	649	48	48	
	※棚田:一般的に傾斜1/20以上にある水田(中山間直払制度における急傾斜地)とされている (NPO法人棚田ネットワークHPより)								



4. 交付金額・使途状況

- 交付金額は262,811千円と、協定面積の増加により前年度から2,929千円の増
- | 交付金額のうち、**共同取組活動64%**、個人配分36%

表4 交付金額の使途

+m- A	六分類 (イ 四)			割合	(%)
市町名	交付額(千円)	共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	91,866	49,600	42,266	54	46
栗東市	8,432	1,459	6,973	17	83
甲賀市	50,460	34,996	15,463	69	31
湖南市	1,366	-	1,366	-	100
東近江市	25,775	20,321	5,453	79	21
愛荘町	4,366	4,240	126	97	3
多賀町	4,046	4,046	-	100	-
米原市	31,100	19,971	11,129	64	36
長浜市	27,308	22,075	5,233	81	19
高島市	18,094	12,731	5,362	70	30
滋賀県計	(259,882)	(160,806)	(97,884)	(")	(")
	262,811	169,440	93,372	64	36

注) 各項目の上段の() は平成29年度の数値。

【参考】

交付金の概ね1/2以上を個人配分に充てることを原則としているが、交付金の配分、使途は集落の裁量に委ねられている(協定参加者の話合いにより決めることができる)。

13

共同取組活動費の使途内訳 表5 共同取組活動費の使途内訳(滋賀県計) (単位:千円) 前年度末 横立等総 役員報酬 研修会等道・水路 農地管理 防止対策 機械購入 施設整備 能増進活調整関係 関係費 進関係費 費 等費 勢費 費 関係の販売促促進関係 毎 等費 等費 動費 費 選別係費 進関係費 費 共同取組 (H30) 活動充当 活動充当 105,746 50,252 69,983 2,963 18,059 3,028 5,888 7,723 5,040 2,719 113 車車市 1,459 3 0 230 Λ 196 80 225 0 0 Ω 0 0 0 660 甲賀市 64,329 1,093 12,452 13,785 4,761 5,069 0 0 0 4,933 56,277 98,656 34,327 36 231 19 0 東近江市 53,509 21,389 33,458 295 0 10,988 2,950 687 1,250 0 0 0 0 0 0 0 37,338 32 愛荘町 4,653 4,373 1,787 140 0 0 3,608 0 0 171 0 0 0 703 多賀町 380 17,100 876 17,288 米原市 30.858 17.617 5,249 418 863 5,008 685 0 0 0 0 472 0 0 浜市 46,078 1,033 4,512 1,787 3,266 3,779 0 0 0 499 22,497 0 0 0 0 31,202 高島市 15,793 12,658 2,600 570 8 701 1,936 2,697 1,624 0 214 30 20 0 331 633 7,031 (300,082) (165,583) (134,499) (7,536) (638) (49,033) (20,715) (22,550) (21,083) (11,448) (2,233) 361,058 | 164,063 | 189,401 | 7,610 | 1,230 | 55,082 | 23,984 | 22,386 | 24,452 | 5,956 | 3,123 | 30 20 22 974 11,434 204,757 (0%) (16%) (7%) (8%) (7%) (4%) (1%)

- 積立等が全体の1/2を占める
- 積立等の内訳では、「災害」、「機械購入」、「道・水路、農地整備」で66%を占める

2%

0% 15% 7% 6% 7%

- 交付金のすべてを共同活動に充てたのは57協定 (H29は53)
 - …個人配分を行った集落が減少

14

0%

6. 体制整備に向けた取り組み状況

集落協定148のうち、
124協定(84%)が体制整備のための前向きな活動に取り組む。
そのうち123協定がC要件の取り組み。

表6 体制整備に向けた取り組み状況

市町名	集落協定数	うち、通常単価(10割)取組協定数					
山山町石	未洽励足奴		A要件	B要件	C要件		
大津市	24	18	-	1	17		
栗東市	6	6	-	-	6		
甲賀市	53	48	-	-	48		
東近江市	12	11	-	-	11		
愛荘町	4	1	-	-	1		
多賀町	4	3	-	-	3		
米原市	14	12	-	-	12		
長浜市	23	22	-	-	22		
高島市	8	3	-	-	3		
滋賀県計	148	124	-	1	123		

注) 個別協定2 (湖南市1、高島市1) は含めず。

- ※体制整備のための前向きな活動は 下記3要件から1つを選択
- ◆A要件(農業生産性の向上) 機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等
- ◆B要件(女性若者等の参画を得た取組) 新規就農者の確保や農産物等の加工販売等
- ◆C要件(集団的かつ持続可能な体制整備) 協定参加者が活動等に継続が困難となった場合 に備え、農地を引受けて管理する者を協定で定 める

15

7. 個別協定の取り組み状況

・個別協定での取り組みは2協定(湖南市、高島市)

表7 個別協定の取り組み状況

協定締結者		農業生産法人	認定農業者		
交付単価		通常(10割)	基礎 (8割)		
協定締結面積(ha)		6.5	9.2		
	うち、利用権設定等	6.5	9.2		
	うち、自作地面積	-	-		
取り組み	<i></i>	・農業生産活動を5年間以上継続	・農業生産活動を5年間以上継続 ・耕作放棄の防止活動(賃借権設定・農作業の委託、 農地の法面管理、柵、ネット等の設置) ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の下草刈り		

注)個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

「個別協定」とは、認定農業者等が、農用地の所有者との間において、利用権の設定や作業の受委託を締結したうえで、「対象となる農用地」、「設定権利等の種類」、「設定権利者・委託者名」、「設定権利等の契約年月日と契約期間」、「交付金の使用方法」、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を規定し、「集落協定」と同様に、市町長の認定を受けたものをいう。

8. 加算措置の取り組み状況

- 県内における加算措置の取り組みは、超急傾斜農地保全管理加算のみ
- 平成30年度は、10協定、485,006㎡で取り組み、2,910千円の加算
- 米原市で1協定が新たに取組を開始し、取り組み面積が20,673㎡増加

表8 加算措置の取り組み

加算措置の内容		協定数	面積(㎡)	加算金額(円)	該当市町名	
集落連携・機能維持加算		-	-	-		
		集落協定の広域化 支援 ¹⁾	-	-	-	
		小規模・高齢化集 落支援 ²⁾	-	ı	-	
超急傾斜農地保全管理支援3)		(9)	(464,333)	(2,785,998)	(")	
		10	485,006	2,910,036	大津市3、栗東市1、甲賀市1、米原 市4、高島市1	

注1) 集落協定の広域化加算:複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算 (3,000円/10a)

17

9. 集落戦略の作成状況について

- 15ha以上の集落協定36のうち、集落戦略を作成したのは、13協定
- 平成30年度に集落戦略を作成した協定はない
- 2協定が現在集落戦略を作成中

表9 集落戦略作成状況

- 	集落協定数		集落戦略作成済				
市町		うち、15ha以上の 協定	協定数				
大津市	24	11	3				
栗東市	6	0	0				
甲賀市	53	6	0				
東近江市	12	2	0				
愛荘町	4	2	1				
多賀町	4	1	0				
米原市	14	7	6				
長浜市	23	3	1				
高島市	8	4	2				
計	148	36	13				

注) 個別協定含めず

(平成31年3月末時点)

注2)小規模・高齢化集落支援:取り組み集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ 農用地面積に加算(田:4,500円/10a、畑:1,800円/10a)

注3) 超急傾斜農地保全管理支援: 超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算(6,000円/10a)

注4) 上段の()は、平成29年度の数値。



10. 抽出検査について

 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の5に基づき、 対象協定の中から抽出し、7市町32協定の検査を実施 (実施期間: H30.12.20~H31.2.4)

表10 抽出検査における主な問題点と指導内容

項目	指導内容
確認野帳等の 整備状況について	現地確認チェックリストを整理す ること
交付金の会計管理について	共有資産管理台帳および機械等利 用簿を作成すること
XIJE DE LE	金銭出納簿の整理をすること
積立および繰越について	繰越金について計画的に利用する こと

表11 平成30年度抽出検査数

表11 平成30年度抽出検査数						
市町名	検査協定数					
大津市	6					
栗東市	2					
甲賀市	12					
東近江市	2					
米原市	3					
長浜市	5					
高島市	2					
7市町	32協定					

認定農業者を中心に集落ぐるみで農地を守る

(滋賀県高島市 森西集落協定)

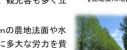
○ 認定農業者を中心に小集落ゆえのまとまりでみんなで農地を守るとともに、共同機械の導入によ り作業負担の軽減を図る取り組み。

交付金額: 242万円(個人配分0%、共同取組活動100%) 協定開始: 平成18年度

滋賀県

地域の現状

○ 本地区は、琵琶湖の西部に位 置する旧マキノ町の山すその小 集落であり、湿田が多く水稲栽 培が主体。近隣にはメタセコイ ア並木があり、観光客も多く立 ち寄る。



〇 平均3~4mの農地法面や水 路の維持管理に多大な労力を費 やしており、さらに猿・猪・鹿 などの獣害に悩まされている。

O H18年度から本制度を実施。 H17年に大規模な電気柵を設置 し、その電気柵の維持・管理や 水路管理、機械購入などに活用 している。

[協定農用地]



【メタセコイア並木】



【侵入防止柵の補修】

取組の概要

- 6人の認定農業者を中心に小集落ゆえのまとまりで、農地 の保全、地域活動に取り組んでいる。近年では椎茸栽培やビ ニールハウスによる施設野菜(トマト、イチゴ、メロン)に 取り組む協定参加者もおり、道の駅や直売所に出荷している。
- 超急傾斜農地保全管理加算も活用しながら、ユンボを購入 (アタッチメントで草刈モアも取り付け可能) し、法面の草 刈や水路の泥上げ、除雪など作業負担の軽減を図っている。
- 棚田ボランティアの受け入れや、ツツジ・アジサイなど景 観作物の植栽を行い、また、メダカ池を整備し生きもの観察 会を行うなど、地域内外の交流を行っている。







【モアによる草刈作業】

【ツツジの植栽】

【生きもの観察会】

米原市

農地中間管理機構を活用した農地の集積と

奥伊吹の流儀~まごころ米づくり~(滋賀県米原市甲津原集落協定)

営農組合の法人化を契機に、農地中間管理機構を活用した農地集積に取り組むとともに、共同 機械の導入による作業負担の軽減や6次産業化などに取り組み、地域を活性化。

協定面積 : 22 ha (田 22 ha) 交付金額: 524万円 (個人配分41%、共同取組活動59%) 協定参加者:農業者12人 法人1 その他2 協定開始:平成12年度

取組の特色

- (農)甲津原営農組合の法人化を契機に農地中間管理機構を活 用して、集落の約88%の農地を利用権設定により集積。(法人 の農地集積面積 19.4ha(H28))
- 水稲以外に、そば、みょうが、ふき、よもぎ等を栽培。
- 平成9年から集落内にある「甲津原交流センター」において、 集落女性6名による漬物加工部が農産物を漬物等に加工。
- 〇 平成17年から、売店・喫茶をオープンし、漬物・米の販売、 軽食・そばなど地域食材を使用した飲食を提供することで農業 者の所得向上に貢献。(売店の販売額 11,664千円(H28))
- 〇 営農組合と自治組織の甲津原区が主体となり、宿泊施設「ア グリコテージ」を利用した農業体験ツアー (田植え・稲刈り) を毎年開催し、都市住民との交流事業を実施。





滋賀県

【伊吹在来そば】

取組の概要

- 当地区は、米原市内最北端に位置する積雪の多い山間地で、 湖北の大河、姉川の源流に近い標高約520m付近の地域。
- 〇 平成14年にほ場整備が完了し、水稲・そば等を中心に栽培。
- O ほ場整備の実施を契機に、今後の農地保全については、営農 組合を設立し、高齢農家や不在地主の農地を管理していくこと で合意形成を図り、平成12年度から本制度を実施。
- 〇 交付金を活用して共同利用機械や獣害柵等を整備し、農地等 の保全や営農組合の運営に積極的に取り組む。
- 〇 平成27年に営農組合を「(農)甲津原営農組合」として法人化 すると共に、農地の受入体制を強化し農地集積を加速。







【甲津原交流センター】